

神崎衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する第2次特定事業主行動計画

令和8年3月11日

神崎衛生施設組合管理者

神崎衛生施設組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する第2次特定事業主行動計画（以下「第2次計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき組合が策定した特定事業主行動計画が令和8年3月をもって期間が終了すること、及び令和7年の改正により法の有効期限が令和18年3月まで延長されたことを踏まえ、新たに組合が策定する第2次計画である。

1. 計画期間

第2次計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

組合では、組織全体で継続的に職場環境を改善するため、第2次計画の策定・変更、第2次計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。その結果、女性職員が能力を発揮できる環境を整備するとともに、ワークライフバランスを向上させ、もって男女が共に活躍できる組織を実現するため、次のとおり目標を設定する。

【数値目標】

令和13年度まで、職員の年次休暇の取得率80%（令和6年度年度の実績83.4%）以上を維持する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

各職員で取得率の差があるため、全職員が平均して取得できるよう職場環境を整える。また、夏季休暇や土日を組み合わせた連続休暇を取得するよう働きかける。

なお、この取組は令和8年度から実施する。